

# 大阪市職員共済組合保健事業に関する規程

(平成19年10月1日制定)  
最近改正 令和7年1月6日

## (目的)

第1条 この規程は、大阪市職員共済組合法第34条の規定に基づき、大阪市職員共済組合（以下「組合」という。）が行う福祉事業のうち、組合員及びその被扶養者（後期高齢者医療制度の対象者及び継続長期組合員は除く。以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業（以下「保健事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業の内容)

第2条 組合は、保健事業として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査

- ① がん検診（大腸がん検診、肺がん検診、胃がん検診（胃部X線検査、胃内視鏡検査）、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検査及び肝炎ウイルス検査）
- ② 配偶者人間ドック
- ③ 骨量検査
- ④ 腹部超音波検査

- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

2 その他組合員等の健康の保持増進のために必要な保健事業については、別途理事長が定める。

## (がん検診)

第3条 がん検診は、申込日に組合員である者を対象に実施する。ただし、胃がん検診の胃内視鏡検査については、毎事業年度の4月1日現在において50歳以上の組合員を対象に実施し、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、女性の組合員を対象に実施し、前立腺がん検査については、毎事業年度の4月1日現在において50歳以上の男性の組合員を対象に実施する。また、胃がん検診については、胃部X線検査と胃内視鏡検査のどちらか一方のみ実施し、肝炎ウイルス検査については、原則、未受診者を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合は、がん検診を受診することはできない。

## (配偶者人間ドック)

第4条 配偶者人間ドックは、申込日に組合員である者の配偶者かつ被扶養者を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合、若しくは当該配偶者が被扶養者の資格を喪失した場合については配偶者人間ドックを受診することはできない。

## (骨量検査)

第5条 骨量検査は、申込日に組合員である者を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合は、骨量検査を受診することはできない。

(腹部超音波検査)

第 6 条 腹部超音波検査は、申込日に組合員である者で、毎事業年度の 4 月 1 日現在において 40 歳以上の組合員を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日以前に組合員がその資格を喪失した場合は、腹部超音波検査を受診することはできない。

(組合員等負担金)

第 7 条 この規程の第 3 条から第 6 条までに定める検診等の受診（利用）者負担金については、別表のとおりとする。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この変更は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

2 変更後の第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定並びに第 7 条の別表は、令和 7 年 4 月以後の保健事業に適用し、同年 3 月以前の保健事業については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

| 種 目      |          | 受診者の資格要件  | 受診(利用)者負担金                                |
|----------|----------|---|---|
| がん検診     | 大腸がん     | 申込日かつ受診日現在組合員の者                                   | 無料  |
|          | 肺がん      |   | 無料  |
|          | 胃がん      | 胃部X線検査  | 無料  |
|          |          | 胃内視鏡検査  | 申込日かつ受診日現在組合員の者で、<br>当該年度の4月1日現在50歳以上である者 |
|          | 子宮頸がん    | 申込日かつ受診日現在組合員の者<br>(女性)                           | 無料  |
|          | 乳がん      |   | 無料  |
|          | 前立腺がん検査  | 申込日かつ受診日現在組合員の者で、<br>当該年度の4月1日現在50歳以上である者<br>(男性) | 無料  |
|          | 肝炎ウイルス検査 | 申込日かつ受診日現在組合員の者<br>(原則、未受診者に限る)                   | 無料  |
| 配偶者人間ドック |          | 申込日かつ受診日現在<br>組合員の配偶者かつ被扶養者                       | 5,500円                                    |
| 骨量検査     |          | 申込日かつ受診日現在組合員の者                                   | 無料  |
| 腹部超音波検査  |          | 申込日かつ受診日現在組合員の者で、<br>当該年度の4月1日現在40歳以上である者         | 550円                                      |

※ 組合員及び被扶養者は、後期高齢者医療制度の対象者及び継続長期組合員は除く。

※ 受診(利用)者負担金は、消費税及び地方消費税の額を含む。